

平成24年5月11日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教 育 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	多 賀 清 隆 君
学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	高 橋 怜 奈		

4 議事日程

日程第1 議第50号 専決処分の承認について  
日程第2 議第51号 専決処分の承認について  
日程第3 議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について  
日程第4 議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について  
日程第5 議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）  
日程第6 議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

午前 9 時00分 開会

議長（広瀬文典君） これより平成24年第 2 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、7 番 吉野誠君、8 番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第 1 議第50号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第 1、議第50号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、議第50号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が 4 月 1 日に施行されたのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により、3 月31日、これを専決処分いたしました。よって、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 税務課長 橋本芳朗君。

〔税務課長 橋本芳朗君登壇〕

税務課長（橋本芳朗君） ただいま上程されました、議第50号の専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が、平成24年 3 月31日に公布され、平成24年 4 月 1 日から施行されることになりました。3 月31日に垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。

今回の主な改正点といたしましては、固定資産税の土地に係る負担調整措置及び東日本大震災被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の譲渡期限の延長の特例の追加でございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案、並びに新旧対照表をごらんください。

初めに、附則第10条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語を定めており、平成24年度から平成26年度まで3年間延長するもので、また法附則の改正に伴う項の繰り上げをするものであります。

次に、附則第10条の2は、固定資産の価格は3年間据え置くとされていますが、地価の下落が見られる場合は土地の価格を修正することができます。この措置は、平成25年度及び26年度についても引き続き適用するものであります。

次に、附則第11条は、住宅用地、住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地の課税標準額を段階的に評価額に近づける負担調整措置を3年間延長するものです。ただし、住宅用地については、据え置き特例を廃止するものであります。

次に、附則第12条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例を規定するもので、農地の課税標準額も宅地等と同様に、負担水準に応じて課税標準額を算出する負担調整措置により決定しますが、これを平成24年度から26年度に3年間延長するものであります。

次に、附則第14条は、特別土地保有税の特例を規定するもので、附則第11条の規定に伴う項の繰り上げ及び期間の延長であります。

次に、附則第18条の12の2につきましては、地方税法附則第41条に、図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税の非課税措置について、対象に特例民法法人から一般社団法人、または一般財団法人に移行した非営利型法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園が追加されましたが、本非課税措置の適用を受けるためには、1号から5号までの書類を町長に提出する旨を定めたものであります。

次に、附則第18条の13の2につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定するもので、垂井町税賦課徴収条例附則第16条、第16条の2、第16条の3及び第17条に規定している譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に関し、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長について読みかえる規定であります。滅失家屋の定義を緩和し、適用期間につきましては3年から7年に延長するものであります。

次に、附則第18条の14第2項につきましては、垂井町税賦課徴収条例附則第6条の6に規定している個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除に関し、適用範囲を読みかえる規定であり、当該住宅が居住用に供することができなくなった場合においても、対象住宅借入金等を有するときには引き続き適用するものであります。

次の附則第33条につきましては、国民健康保険税の関係ですので、後ほど住民課長から補足説明をさせていただきます。

続きまして、附則の補足説明に入ります。

第1条、施行期日は、平成24年4月1日から施行をするというものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置で、附則第18条の14の規定は平成24年度以後の個人町民税について適用する旨を定めています。

第3条は、固定資産税に関する経過措置で、第1項は改正後の条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による旨を定めております。

第2項は、さきに説明しましたとおり、附則第11条の規定において住宅用地の据え置き措置を廃止するとしておりますが、平成24年度分及び25年度分の固定資産税については、据え置き措置を延長する経過措置を講ずる旨、定めています。

第3項は、第2項の適用を受け、据え置き特例の経過措置を講じた平成24年度及び25年度の固定資産税について、免税点の適用に関する特例及び特別土地保有税の特例を適用させる旨、定めています。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。  
議長（広瀬文典君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうからは、住民課所管の国民健康保険税に係ります附則第33条について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るために附則を追加するもので、垂井町税賦課徴収条例附則第21条及び第22条に規定する譲渡所得に係る国民健康保険税の特例に関しまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡期限の延長について読みかえる規定となっています。

具体的には、国民健康保険税の所得割を賦課する場合に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長するものです。条文につきましては、附則第33条の1条で構成され、附則第32条の次に附則第33条を加えるものでございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

## 日程第2 議第51号 専決処分の承認について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第51号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第51号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども手当から児童手当への制度変更に伴うシステム整備のため、予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を4月18日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） ただいま町長のほうから提案がございました、議第51号 専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

町長からの提案説明にもございましたように、児童手当法の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されたわけですが、これに伴いまして、6月の児童手当の支給に向けまして、新たな児童手当システムの整備に早々取り組む必要が生じたものでございまして、専決第2号の専決処分書のとおり、平成24年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして、4月18日に専決処分をさせていただきました。

補正予算の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

平成24年度垂井町一般会計補正予算（第1号）でございますが、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万5,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億5,619万5,000円とするものでございます。

なお、2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正のところに掲げてございまして、こちらにつきましてはお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、補正予算の詳細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

歳出の6ページをお開き願いたいと存じます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費でございます。節13の委託料でございますが、今回の法制度改正に対応しましたパッケージソフトを導入いたしまして、システムの整備を図るものでございます。児童手当システムの整備業務委託料といたしまして619万5,000円を新たに追加の補正をしたところでございます。

次に、この補正の財源でございます。

歳入の説明をさせていただきますが、1ページ前に戻っていただきまして、歳入でございますが、款14 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節2 児童福祉費県補助金でございますが、地域子育て創生事業費補助金といたしまして、先ほど歳出のところでも説明いたしましたが、児童手当システムの整備の財源といたしまして、歳出の100%、10割に当たるものでございますが、619万5,000円の受け入れを予定しておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたしますが、この専決処分ですね。どうしても必要があって専決されたわけですが、専決されて20日ばかりたっているわけです。今現在、契約、まだそちらのほうはどのような状況になっているか、ちょっとお尋ねしたい。当然、緊急を要するということで契約等進んでおると思うんですが、その点よろしくお願ひします。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 丹羽議員からの契約の状況でございますが、このシステム導入につきましては、5月1日付で契約をいたしたところでございますので、報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第3 議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、税務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 税務課長 橋本芳朗君。

〔税務課長 橋本芳朗君登壇〕

税務課長（橋本芳朗君） ただいま上程されました議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日に施行されたことに伴い、垂井町税賦課徴収条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正点といたしましては、公的年金に係る町民税の申告において、寡婦控除申告の簡素化と、地域決定型地方税制特例措置の導入でございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきます。

議案、並びに新旧対照表10ページから12ページをごらんください。

初めに、第36条の2第1項ただし書き中「、寡婦（寡夫）控除額」を削るものであり、これは年金所得者の申告手続の簡素化を図るもので、年金保険者が市町村に提示する公的年金等支払報告書に寡婦控除の記載が追加されたものでございます。

次に、附則中第9条の2を第9条の3とし、新たに9条の2を加えるものであります。この9条の2につきましては、平成24年度の税改正により、これまで国が一律に定めていた特例措

置の特例割合を、地域決定型地方税制特例措置により、地方団体が法律の定める範囲内で条例で定めるものであり、第9条の2第1項につきましては、公害防止用の下水道除害施設に係る償却資産の課税標準額の特例措置の割合を4分の3とするもので、第9条の2第2項につきましては、雨水貯留浸透施設に係る償却資産の課税標準の特例措置の割合を3分の2とするものであります。

第9条の2第1項の下水道除害施設につきましては、pH調整槽、加圧浮上分離装置等であり、第9条の2第2項の雨水貯留浸透施設につきましては、浸透ます、浸透トレンチ等が該当するものでございます。現在、垂井町におきましては、該当する施設はございません。

続きまして、附則第1条、施行期日は公布の日から施行するものであり、ただし、第36条の2第1項については、平成26年1月1日からの施行となります。

第2条は町民税に関する経過措置で、第36条の2第1項の規定は平成26年度以後の個人の町民税について適用する旨を、第3条では固定資産税に関する経過措置で、附則第9条の2第1項及び第2項の規定は平成24年4月1日以後に取得された施設に課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用を定めています。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。  
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第4、議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

仮称、垂井東こども園の設置工事の施行に伴い、いずみの園を休園中の合原幼稚園園舎に一時移転するために所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

今回の改正につきましては、今町長のほうから上程理由がありましたが、垂井町東こども園、仮称でございますが、設置工事の施行期間中、いずみの園へ通園する児童の安全確保と指導環境を維持するため、平成24年度休園となっております合原幼稚園園舎へ移動して運営を行うものでございます。

本文でございます。第2条第2号中「垂井町府中1249番地」を「垂井町栗原1136番地の1」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年6月1日から施行するというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） いずみの園は児童福祉施設というふうに理解をしております。幼稚園のほうは当然教育施設ということになりますけれども、その辺の使用の確認はとれているのかどうか。また、今後いずみの園がどのような形で運営をされていくのかとか、場所についてどのように考えておられるのかも、あわせて御質問させていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 藤墳議員の御質問にお答えをいたします。

合原幼稚園の施設を目的外に使用することについて、許可といいますが、そういったものは大丈夫かということですが、1年以内の補助目的外の使用許可につきましては、行政財産の一時使用に当たると考えておまして、学校施設としての用途・目的を妨げない限度においては、実務上財産処分の手続を要しないということで、使用が可能ということになってお

ります。

それと、その後のいずみの園の運営場所についてでございますけれども、今、御説明申し上げましたが、工事期間中における児童の安全確保と、指導環境を維持するための暫定的な措置でございます。今後につきましては、幼保一元化の説明の折にも説明を申し上げておりますが、本年度、綾戸保育園の施設の改修をお認めいただいておりますので、スロープ、門扉等の改修をしまして、25年度には綾戸保育園のほうでいずみの園を運営させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 今、藤墳議員のほうからも質問があったわけですが、6月1日から施行するということですが、開園ですね。これは6月1日から開園ということによっていいんか。それと利用者の関係、皆さんが了解しておられるのか。また、幼稚園の施設でございますので、このような障がい児の方が入所されるということで、内部等々改修といいますか、その辺はどうか。私が思うには、このような条例について、臨時会でこれまでやらなんのか。私は通常の6月議会で当然出てくるものではないかと、このように思うんですが、その点もよろしく願いしたいと思います。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 丹羽議員の御質問にお答えをいたします。

現在、いずみの園を御利用いただいているのは、4月現在で登録をいただいているのが20名、5月では21名の方が登録をいただいて、御利用を願っておるところでございます。

いずみの園での支援につきましては、御存じのとおり日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等に対して支援を行っていくものと考えております。この支援につきまして、いずみの園の先生と一緒に施設のほうを確認に行きました。その折に、教室1室を基本的には使わせていただきまして、個別の指導に関しましては職員室を使用します。そのほか、集団の指導につきましては、遊戯室を使用していける十分な施設内容となっているということで、確認をしておるところでございます。したがって、支援サービスの低下は生じないものと思っております。基本的には、改修は行っていきません。以上でございます。

議長（広瀬文典君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の、この移転の提案の時期が6月の定例会ではいけないのかという御趣旨かと思っておりますけれども、あくまで通う子供たちに少しでも安定した状況を維持したいということで、なるべく早く準備をしていきたいということでございます。

といっても、またすぐ綾戸保育園へ戻るということで、そこら辺の不安はどうなのかということでございますけれども、あくまでもこども園の工事に際して、いずみの園の安全を考えたときに、やはり移動せざるを得ないという状況の中で、この移動を少しでも速やかに早く準備しておくことによって、通う子供たちの安定した状況を少しでも確保していきたいという思いでございますので、少しでも早くしたいという思いをよろしく御理解いただきたいと思っております。

開園時期につきましては、6月1日からということ考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、555万円を減額し、予算総額を82億5,064万5,000円とするものであります。

補正いたしますのは、民生費におきまして、介護保険システム改修に伴う経費の介護保険特別会計への繰り出しと、児童手当法の一部改正に伴います扶助費の予算措置をいたしました。財源につきましては、国県支出金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきましての補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、第1条にも掲げてございますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ555万円を減額させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億5,064万5,000円といたすものでございます。

なお、2項につきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額でございますが、こちらにつきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げてございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書におきまして御説明させていただきます。

歳出から御説明させていただきます。

7ページをお開き願いたいと存じます。

歳出でございますが、款3 民生費、項1 社会福祉費、目10 介護福祉費でございます。節28の繰出金でございますが、こちらにつきましては、提案説明にございましたように、今回の介護保険制度の一部改正によるものでございまして、介護保険システムに一部修正を加えなければならないといったことが発生しまして、介護保険特別会計への事務費等の繰出金の分でございますが、新たに272万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、同じく款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 児童措置費、節20 扶助費でございます。こちらにつきましては、御承知のように児童手当法の一部を改正する法律の施行によるものでございまして、制度的に子ども手当にかわりまして、従来の児童手当が支給されることになったわけございまして、そういったことから予算を若干組み替えたものでございます。

子ども手当につきましては、御存じのように平成24年の2月、3月分をこの6月に支給させていただくことございまして、見込み額といたしまして、記載されておる金額をそれぞれ区分ごとに見込み額として計上させていただきます。子ども手当といたしましては、トータルで4億4,719万円の減額を行うものでございます。

また、ページをはねていただきまして9ページでございますが、今回の制度改正に伴います児童手当の扶助費に係る分でございます。こちらにつきましては、平成24年4月から25年1月分までを計上させていただいたところございまして、それぞれ区分ごとの総額でございますが4億3,892万円ございまして、先ほどの子ども手当、それから児童手当との合計でございますが、結果的に827万円の減額になるものでございます。

次に、歳入でございます。

5ページをお開き願いたいと存じますが、款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 民生費国庫負担金、節2 児童手当国庫負担金でございますが、こちらにつきましては、児童手当交付金

といたしまして、新たに3億486万6,000円の補正予算をお願いするものでございます。

また次に、節11の子ども手当国庫負担金でございますが、今回の制度改正によりまして、この子ども手当の交付金につきましては、それぞれ区分ごとに記載されておりますけれども、合計で3億3,538万4,000円の減額を行うものでございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節3の児童手当県負担金でございます。こちらにつきましても、県の児童手当の支給に伴います負担金といたしまして6,702万5,000円を新たに予算措置をするものでございます。

また、次に節14でございますが、子ども手当県負担金といたしまして5,590万5,000円の減額措置を行うものでございます。

こういったことから、結果的に総額といたしましては、先ほど御説明いたしました、555万円の減額になるわけでございますが、繰越金につきましては、それぞれ今回の制度改正に伴います国庫支出金の減額による財源補てんと、それから予算の収支の均衡を図るために1,384万8,000円の増額補正を行うものでございます。よろしく御審議の上、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、272万円を増額し、予算総額を16億9,772万円とするものであります。

補正いたしますものは、制度改正に伴いますシステム改修業務委託料の増額措置を行ったところでございます。財源につきましては、一般会計繰入金の増額により収支の均衡を図ったところでございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険制度の改正に伴い、介護保険事務処理用システムの改修業務委託料につきまして補正をお願いするものでございます。

平成24年度の介護保険制度の改正により、国保連合会との保有給付実績情報の交換方法の変更及び事業実績報告の様式の変更が行われ、これに関するシステムの仕様が厚生労働省から4月17日に示されたところであり、これに関するシステムの仕様が厚生労働省から4月17日に示されたところであり、平成24年の4月分以降の介護サービスに係る公費負担分は6月からの支払いとなるため、これに対応いたします介護保険システム改修をお願いするものでございます。

では、歳入歳出の予算、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,772万円とするものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。6ページでございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、介護保険システム改修業務委託料272万円の増額をお願いし、2,663万円とするものでございます。

続きまして前のページの5ページでございますが、歳入でございます。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金272万円の増額をお願いし、3,129万5,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。  
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

午前9時53分 休憩

午前10時15分 再開

副議長（栗田利朗君） 再開いたします。

ただいま議長 広瀬文典君から議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読いたさせます。

書記（高橋怜奈君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。平成24年5月11日、垂井町議会副議長 栗田利朗殿、垂井町議会議長 広瀬文典。

副議長（栗田利朗君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（栗田利朗君） 議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

広瀬文典君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、広瀬文典君の議長辞職を許可することに決定しました。

〔10番 広瀬文典君入場着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 議長の選挙

副議長（栗田利朗君） これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び副議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載をお願いします。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に1番 江上聖司君、13番 衣斐弘修君を指名いたします。両者の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票なし。

有効投票中、広瀬文典君12票、吉野誠君1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、広瀬文典君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました広瀬文典君が議長におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、議長からあいさつがあります。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） ただいまの選挙におきまして、議長という重責、また榮譽を再び賜りましたことを、議員各位はもちろんのこと、町民の皆さんに深く心から感謝を申し上げたいと思います。

今や地方自治は、住民の方々の意識の高まりなどがあり、大きく変わろうといたしております。国においても、地方制度の見直しや改革が今推し進められておる最中でございます。そのような中で、私たち地方議会の役割というものは、ますます重要になってまいります。初心に戻り、住民の方々の負託にしっかりこたえ、そして垂井町の発展のために皆さんとともに全力を尽くしたいと思っております。まだまだ未熟ではございます。皆さん方の御指導、御鞭撻、そして御協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

副議長（栗田利朗君） これをもって私の職務は終わりました。議長と交代いたします。

〔副議長 栗田利朗君議長席をおり、議長 広瀬文典君議長席に着く〕

議長（広瀬文典君） では、しばらく休憩をいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

議長（広瀬文典君） 再開いたします。

ただいま副議長 栗田利朗君から副議長の辞職願が提出されました。

書記に辞職願を朗読いたさせます。

書記（高橋怜奈君） 辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。平成24年5月11日、垂井町議会議長 広瀬文典殿、垂井町議会副議長 栗田利朗。

議長（広瀬文典君） お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 副議長辞職の件

議長（広瀬文典君） 副議長辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

栗田利朗君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、栗田利朗君の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔9番 栗田利朗君入場着席〕

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

追加日程 副議長の選挙

議長（広瀬文典君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には、被選挙人の氏名を明確に記載願います。

これより投票を開始いたします。議席の番号1番から順次投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中村ひとみ君、12番 小林敏美君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票のうち、有効投票13票、無効投票はありません。

有効投票中、栗田利朗君10票、木村千秋君2票、藤埴理君1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、栗田利朗君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました栗田利朗君が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長からあいさつがあります。

〔9番 栗田利朗君登壇〕

9番（栗田利朗君） 副議長の大役を引き受けることになり、責任の重さを感じております。また、身に余る光栄と深く感謝を申し上げます。

私は、広瀬議長を補佐し、議会の円滑な運営に努めてまいります。住民の声を行政に届け、安心・安全なまちづくりに一層の努力をし、町民の皆様の負託にこたえていきたいと考えております。皆様の協力をよろしくお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。（拍手）

議長（広瀬文典君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第2回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時00分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

垂井町議会副議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 吉 野 誠

会議録署名議員 木 村 千 秋